

# 指定障害児通所支援事業併用生徒に対する K T S 柏高等技術学園奨学制度の概要

## 記

1. 制度概要・・・K T S 柏高等技術学園（以下、学校）に在籍する生徒のうち、療育手帳・受給者証など指定障害児通所支援事業利用の権利を有する者が、通常の学校生活にプラスして、学校が提携する指定障害児通所支援事業所（以下、施設）で放課後等デイサービスを利用し、更なる成長をしようとするとき、施設が褒賞を出し、それを学校の授業料に充当することで家計における学費負担を軽減するとともに、施設が作成する支援計画に定められた生徒、家庭、施設、学校が共有する明確な目標のもと、生徒本人に日々の努力と研鑽を求め、成長するために充実した環境を整えることを目的とした制度です。
2. 該当生徒・・・K T S 柏高等技術学園に在籍する生徒のうち、行政機関から当該サービスに対する支給決定を受け、学校が提携する施設と利用契約を結び、その施設において放課後等デイサービスを利用する者で、学校と施設が定める審査要件を満たす者に限ります。  
※ 審査要件は本奨学制度利用規約で確認してください。
3. 提携施設・・・学校が提携する施設は以下の施設です。
  - ①. 合同会社 八重廣 柏の葉学園 放課後等デイサービス  
所在地 千葉県柏市豊四季1002-2  
開所日 月曜日～金曜日  
開所時間 14:30～17:00
  - ②. 一般社団 柏高等技術学園 柏の葉放課後デイサービス  
所在地 千葉県柏市十余二337-353-201  
開所日 月曜日～金曜日  
開所時間 14:30～17:00
4. 褒賞期間・・・年度始より年度末までの1年間とします。  
年度途中で契約した場合も年度末をもって契約は一旦終了します。

学校ならびに施設は、褒賞を継続することで更なる成長が期待できると判断したときは、双方の合意をもって褒賞を継続させることができます。

同様に、学校ならびに施設は、本奨学制度利用規約に従ってのみ褒賞を終了させること、または継続を拒否することができます。

※ 各要件は本奨学制度利用規約で確認してください。

5. 褒賞額・・・本制度の褒賞額は、学校と施設の協議により、年度毎に決定されます。

平成29年4月1日より平成30年3月31日までの褒賞額は下記のとおりです。

最大減免額（年度額）・・・24万円

最大減免額（月額）・・・2万円

日額で算出する場合は、2千円/日額を最大と定めます。

6. 手続き等・・・まずは学校担当者へご相談ください。

- 注意事項・・・①. 本減免制度は、KTS柏高等技術学園に在籍する生徒および入学が内定し、進学する確約を結ばれた生徒を対象としています。柏の葉高等学園在籍者は非対象としています。
- ②. 本減免制度において、直接の金員の授受は発生しません。
- ③. 放課後等デイサービスの利用は、行政機関から支給された日数および施設と契約した日数を超えて利用することはできません。
- ④. 施設は、1日の利用上限人数を超えて利用者を預かることができないため、利用日および回数について希望に添えないこともある。
- ⑤. 放課後等デイサービスを利用する時間の延長および短縮は、原則として当該施設の児童発達管理責任者に相談のうえ、変更を行わなければなりません。
- ⑥. この制度において、放課後等デイサービスに付随している送迎サービスは対象外とします。
- ⑦. 行政機関の決定により支援に対する支給量が変更になった場合は、年度の途中であっても褒賞額の見直しがあります。
- ⑧. 本制度利用時に発生した問題点については、学校の学則・施設の約款および重要事項説明書・本制度規約に寄与するものとし、そこに記載された以外の内容については、社会通念・公序良俗に従い解決に向かうことと定めます。

以上